

株式会社設立『7つの壺』の基礎知識

～これが解らないと大変なことになりますよ(笑)～

こんにちは！ 法人顧問サービスが高品質・超格安！

税務サービスの『ユニクロ化』を狙う税理士・堂上孝生でございます。

サービスの詳細はサイトをご覧ください。

<http://www.tax88.jp> (税務)

<http://www.touki2.com> (会社設立)

私は過去1年で約500社の会社設立をこなし、小規模起業支援をしています。
会社を作るとき、後からでは遅い！必ず事前にご相談戴きたいポイントがあります。
「誰も教えてくれなかった☹」そんな怒りがこみ上げないように...

▶▶▶▶▶▶▶▶▶▶ さあ、始めますよ！ ▶▶▶▶▶▶▶▶▶▶

以下の第1から第7までの基礎知識「7つの壺」を押さえれば合格でしょう。

第1：個人事業	そもそも 個人事業 ではダメなの？	第1頁
第2：合同会社	合同会社 は6万円で設立できる！	第1頁
第3：設立費用	会社の 設立費用 は幾らか？	第2頁
第4：商号	会社の 商号 (名前)	第3頁
第5：資本金	資本金 の額	第3頁
第6：決算期	決算期(決算月)は何月がお得？	第4頁
第7：役員	誰を 役員 にするか？	第5頁
第8：追伸		第6頁

さて、以下一つ一つ、解説します。赤文字は知っていないと困る7つのキーワードです。

第1： そもそも個人事業ではダメなの？

私の試算では、凡その話ですが、年間400万円ほどの利益(売上 経費)が見込めれば、個人事業は「法人成り」と言って、法人に組織変更し、新規開業の方は新規に法人を作って良いでしょう。

第2： 合同会社は6万円で設立できる！

1. 公的費用の料金比較

合同会社のメリットは、設立費の公的費用(役所に支払う印紙代等)は6万円

株式会社設立『7つの壺』の基礎知識

～これが解らないと大変なことになりますよ(笑)～

で済み、定款認証も不要です。それに比べ、株式会社の設立費の公的費用は絶対的に 242,900 円が掛かります。

2. デメリット

公的には(税務署、銀行、諸官庁)は、株式会社と全く同じ扱いで、不利益はありません。ただ名刺には「合同会社」、代表者は「代表理事」と記載します。名刺を見た営業先の担当者が合同会社のことを知らないと「何だか君子危うきに近寄らずかなあ」などと思うかもしれません。知名度がないのが欠点でも「屋号」で商売される方は、合資会社でデメリットはないと思います。

第3： 会社の設立費用は幾らか？

1. 公的費用

株式会社(資本金 1,000 万円以下)では、次の費用が掛かります。電子定款で公証人の認証を受けると印紙代 40,000 円が不要ですので、当然に電子定款で、株式会社を設立する事務手続きについて、説明します。

(1) 電子認証が認められた事務所 ()		
公証役場 手数料	50,000 円	
謄本発行料	2,900 円	
法務局 収入印紙代	150,000 円	

合計(公的費用) 202,900 円

備考: ご参考までに紙ベースの定款を作成した場合の総費用は下記のとおりです。

(2) 電子認証が認められていない事務所 (×)

【貴方ご自分で会社設立をする場合の総費用】

公証役場 手数料	50,000 円
定款印紙代	40,000 円
謄本発行料	2,900 円
法務局 収入印紙代	150,000 円

合計(公的費用) 242,900 円

株式会社設立『7つの壺』の基礎知識

～これが解らないと大変なことになりますよ(笑)～

2. 騙されないために！

だから、これ以下の費用で、例えば「株式会社設立費0円！」と言ったら、何か別のところで、課金されると考えてください。貴方に公的費用以下で会社を作って差し上げる理由は、ありませんから…。

つまり貴方の会社設立の原価は、

どうしても、業者の報酬が0円でも、202,900円掛かります。

これ以下の料金による公告には、何かのゴマカシがあることになります。

3. 報酬とは何か？

(1) 受託できる有資格事務所

手数料、報酬、料金。呼び名はいろいろですが、会社設立の事務手数料のことです。これはその事務所によって差があります。その報酬額の安い事務所で、且つ、法令規制があり、有資格者のみが認められた仕事です。税理士事務所・行政書士事務所・司法書士事務所・公認会計士事務所がその窓口です。

(2) 電子定款の認証ができる事務所

行政書士等の事務所のうち、「法務省インターネット申請オンライン」で、法務省に登録された特定の事務所だけが、電子定款の認証により、お客様の株式会社の定款認証ができることになっています。弊社もその一事務所です。

これにより、定款認証に掛かる印紙代40,000円が不要になるのです。紙ベースの定款には、今も40,000円の印紙代が必要です。つまり貴方は、定款認証に際して、この電子定款方式かどうかを、確認する必要があります。

第4: 会社の名前

会社法では「商号」と云いますが、今では、類似商号のチェックは殆ど不要になりました。でも会社法ではなく「不正競争防止法」上、地域で有名な社名を使うと後々、商標権の問題で訴えられるとやっかいです。例えば、サントリー株式会社、明大株式会社など有名な会社・大学なども具合が悪いです。常識ですけれどね…。

第5: 資本金の額

1. 資本金1円の会社は作れるか？

資本金は1円からOKです。発起人(多くは社長一人)が自分の既存の個人

株式会社設立『7つの壺』の基礎知識

～これが解らないと大変なことになりますよ(笑い)～

口座に振り込んでください。「振込(又は預入れ)」という行為をして、預金口座に印字することが発起人(出資者)の証(行為認定)になります。だから今ある通帳(新規通帳も可)から、1円引き出して同時に1円振り込めば良い訳です。

2. 資本金は幾らが最適か？

1円からOKですが、後で登記簿謄本を見たときに、「常識的に、法律だからと言って、資本金1円はちょっとねえ。この人、ちょっと煩い人かなあ?」と思われるかもしれません。

だから常識的には、300万円が一番妥当だと思います。でも10万円でも50万円でも殆ど問題ありません。「10万円じゃ直ぐ資本金が無くなって会社の活動ができませんよねえ」という人は知識が乏しいのです。「会社の運営資金は社長が奥の資金を会社に貸しますので問題はないのですよ!」と切り返してください。

3. 資本金1,000円はより最適か？

消費税法は資本金等が1,000円未満ですと、会社の新規2期について、消費税が免税になります。しかし1,000万円を含み、それ以上ですと、当初の期から、消費税が掛かります。

例えば1億円の内装をしてレストランを始める人は、1億円×5%=500万円が初年度に消費税の戻しが生じます。

しかし、注意点はその会社は2年目も、消費税の申告が必要になります。「売上費用」の売上が大きい会社は要注意です。また消費税の計算上、費用に人件費がはいりませんので、法人税の計算上の利益と、消費税の計算上の利益は違います。この点、注意して税理士に相談する必要があります。

ただこの場合も、無知な取引先が1,000万円以上の資本金がないと取引に応じないと言われたら、仕方ありませんね。ただそういう取引先は「世間知らず」ゆえ近未来が危ういので取引しないという手もありますが…。しかし普通はそんなこと言って居られませんね。営業上で必要なら、取引先に従ってください。

第6: 決算期(決算月)

何月を決算月にするかって云われても…。ほとんどの方がそう云いますね。

しかし、

株式会社設立『7つの壺』の基礎知識

～これが解らないと大変なことになりますよ(笑)～

役員報酬は、設立後又は決算会社から2カ月後に「役員報酬」を決め、毎月同額の役員報酬を取ることが義務付けられています。つまり、「定期同額給与」、「事前届出給与」、「利益連動給与」という税務署のガイドラインに沿って、役員報酬の源泉税事務を行う必要があります。

「納期の特例」を受けると、3月決算の法人は設立第1期は4月、5月は役員報酬なしとしておき、6月から、半年ごとの源泉税納付に移ります。しかし半年ごとの納期は7月10日と1月20日です。だから6月分は直ぐ7月10日に納期限を迎えます。極めて具合が悪いケースがあります。

ところが、4月決算法人では、設立第1期は5月、6月は役員報酬なしとしておき、7月から役員報酬をとるとすれば、その源泉税の納期は、来年1月20日です。その間、しっかり経理をやるよう税理士事務所等で指導して、源泉税を会社が与っておくこととなります。これ以上の詳細は、弊社を信用できる方のみにご説明します。

第7： 誰を役員にするか？

サラリーマンが雇用保険をもらいながら「会社設立」をして起業して会社運営すれば、雇用保険法違反となります。なぜ危ない橋を渡るのですか？みんなそうしているから？そんな甘いものではないと思います。ではどうしたらよいですか？答えは貴方の状況によって異なりますので、法令順守や、お得な役員任命などにつきましては、どうしても個別相談が必要です。

奥様は、お勤めしていても、役員になれますし、役員給与(非常勤)もとれます。幾ら取れるかは、自由です。しかし税務行政の問題として「役員報酬の否認」規定が働きます。税理士の助けが要る論点の一つです。

しかし一つ解りましたね。個人事業だと、お勤めしている奥様は「青色専従者」にはなれません。「もっぱら事業に従事すること」という法令に引っかかるからです。しかし法人税法にはそのような規定はありません。だから、これだけでも、会社設立の方がお得となる方は多いはず。具体的には、貴方の状況に応じて、税金シミュレーションをやって判断します。

株式会社設立『7つの壺』の基礎知識

～これが解らないと大変なことになりますよ(笑)～

第8 追伸

ここまでで、7点の壺をご覧戴きました。全体の印象としては、会社設立事務は、単なる登記事務では足りないですね。私は、商売を抜きにして、経験上のアドバイスとして、株式会社の設立は、税務を視野にいれた税理士による設立事務が、会社の運営上、必要だと思えます。

貴方は、誰に「貴方の会社」の設立を依頼したら一番良いとお思いですか？

もし宜しければ、無料の個別相談を受けて下さい。

ホームページ； <http://www.touki2.com> の右上をクリックすると、アポ取りのメールが開きます。好きなことを書いて送って下さい。アポは事前予約制ですが、希望日時にお会いしますので、日時を入れてお申し込み下さい。

弊社は、今後10年でクライアント数10,000台を狙う税理士事務所です。会社設立に際しましても、設立事務は3日でOK！そのサービスの効率の良さをご覧戴けません。 <http://www.tax88.jp> (四半期ごとの試算表検査を無料で！年5万円法人税申告パック)をご参照ください。そのサイト右上からも無料相談のアポ取りができます。

最後までお読み戴き有難うございました。今後1年で御社と、御社のライバル企業に経営管理コスト上で、大きな差が出ることを期待して戴けます。以上